

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたり、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要があります。そのため、県では、精神病床における長期入院患者数の早期退院率に関する目標を設定します。

■国基本指針と県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>① 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。</p> <p>② 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。</p> <p>③ 退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。</p>	<p>国基本指針のとおり、埼玉県が精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定する。</p> <p>(市町村では目標値設定不要)</p>

本市では、埼玉県の考え方のとおり成果目標を設定しないこととします。

■実績

項目	令和4年度末 現在
児童発達支援センターの設置	設置済
保育所等訪問支援体制の構築	構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	確保済
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済

■成果目標

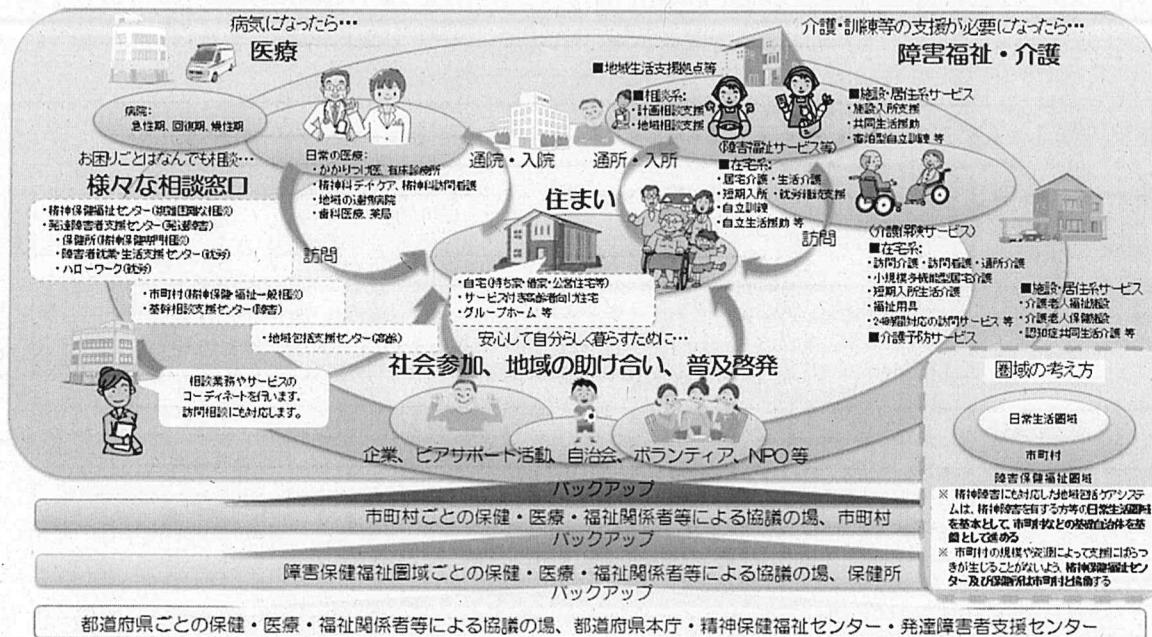
項目	令和8年度 成果目標	備考
児童発達支援センターの設置	設置済	平成27年4月に設置済です。
障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)の推進体制の構築	構築	児童発達支援センターの地域でのインクルージョン推進の中核としての機能を充実するとともに、保育所等の育ちの場において、連携、協力しながら、支援を行う体制を構築します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置	設置済	圏域(上尾市、伊奈町)に設置済ですが、市内あるいは近隣市等で活動する社会福祉法人等に北本・鴻巣地域における設置を働きかけていきます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済	令和元年度から委託相談所等に配置済です。
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	設置済	令和元年度に設置済です。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の確保の方策等◆

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場等を活用し、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 精神障がい者の地域移行や定着に向けて、共同生活援助や自立生活援助など、暮らしの基盤づくりの支援を充実するとともに、差別や偏見のない共生社会の実現を目指し、自立支援協議会の精神フォーラムや差別解消の研修会などを通じた周知、啓発に努めます。
- 自立支援協議会精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場において、地域の課題に対する対応策や地域の基盤整備等について継続的に意見交換や情報共有を図り、地域の保健、医療、福祉関係者の連携強化に努めます。
- 精神保健に関する実際のニーズに直面する様々な機関との協同や庁内の連携体制の構築など、精神保健に課題を抱える方への相談支援体制の整備に取り組みます。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。



資料：厚生労働省